

動物用医薬品の残留事故を防ぎましょう

安全・安心な畜産物を消費者に届けるために、動物用医薬品を適正に使用しましょう。

動物用医薬品の残留事故を防ぐためのポイント

その1

医薬品は獣医師の指示に従って使用しましょう

医薬品の容器等に「注意－獣医師等の処方せん・指示により使用すること」または「要指示」の文字が記載されている医薬品（要指示医薬品）は獣医師の診察に基づく処方や指示がなければ使用できません。



その2

添付文書をよく読みましょう

容器等に「使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品」である旨が記載された医薬品（使用規制対象医薬品）は使用できる対象動物、用法用量、使用禁止期間（出荷できない期間）が定められています。

記載例：本剤は「使用基準」の定める所により使用すること

牛；食用に供するためにと殺する前5日間または食用に供するために搾乳する前36時間

豚；食用に供するためにと殺する前5日間

鶏（産卵鶏除く）；食用に供するためにと殺する前5日間

その3

医薬品を投与した家畜を識別しましょう
わかりやすいマーキングをしましょう



その4

医薬品等の使用状況を記録しましょう

- ・ 医薬品の名称
- ・ 使用年月日
- ・ 使用した医薬品の用法と容量
- ・ 対象動物の種類、頭羽数、個体の特徴
- ・ 使用場所
- ・ 出荷できる年月日

その5

飼料を正しく使用し、記録しましょう

対象家畜や使用時期が定められた飼料は正しく使いましょう

その6

出荷前に再度確認しましょう

出荷制限期間（休薬期間、使用禁止期間）は経過していますか！？

